に、同表の3837から3848までの項中

なし	パノビノスタット乳酸塩，ボルテゾミブ，ポマリドミド，レナリドミド水和物，カルフィルゾミブ，サリドマイド，化学療法，放射線療法，Ｊ039，Ｊ038（３に限る。），Ｇ005，Ｊ045なし

を

なし

パノビノスタット乳酸塩，ボルテゾミブ，ポマリドミド，レナリドミド水和物，カルフィルゾミブ，エロツズマブ，サリドマイド，化学療法，放射線療法，Ｊ039，Ｊ038（３に限る。），Ｇ005，Ｊ045なし

に、

５あり	パノビノスタット乳酸塩，ボルテゾミブ，ポマリドミド，レナリドミド水和物，フィルゾミブ

ブ，カル

を

５あり	パノビノスタット乳酸塩，ボルテゾミブ，ポマリドミド，レナリドミド水和物，カルフィルゾミブ，エロツズマブ

に改める。

○厚生労働省告示第三百九十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十二号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月十八日から適用する。

平成二十八年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一の20の項を次のように改める。

20	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで

別表一の25の項を次のように改める。

25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年２月29日及び同年８月26日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、3163、3166及び3480から3491まで

別表一に次のように加える。

46	イキセキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年７月４日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3108から3113まで、3115から3125まで、3130、3131、3133、3137及び3138
47	ペンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年８月26日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3851
	ペンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3851
48	ヒペロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年８月26日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1862、1863、1869、1870、1877、1878、1882、1883、1939、1940、1942から1944まで、1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで、2512、2516から2518まで、2526、2527、2536、2539、2544、2547、2551、2557、2558、2562、2567から2569まで、2581から2583まで、2601、2605、2613から2615まで、2626、2627、2635、2636、2652、2657、2664、2665、2669、2670、2673、2676、2679、2684、2689、2693、2698、2699、3221から3223まで、3231から3233まで、3241、3242、3245、3248、3499、3502、3503、3505、3519、3520、3524、3527、3528、3531、3534、3540、3541、3550、3554、3555、3558、3687から3690まで、3695から3697まで、3702及び3703
49	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1844、1845、1850及び1851
50	リバビリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで
51	カルグルミン酸（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3465から3470まで
52	グラゾプレビル水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2883まで、2885及び2886
53	エルバスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2883まで、2885及び2886
54	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3448、3450及び3453